

令和7年度町民税・県民税申告書記載例

所得から差し引かれる金額

令和7年度 町民税・県民税申告書

府中町長		台帳番号	整理番号
現住所 府中町 大通三丁目5番1号		業種又は職業	会社員
1月1日現在の住所		電話番号	(082) ××× - 1111
提出年月日	フリガナ	個人番号	生年月日
年 月 日	フチュウ タロウ	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	年 月 日
	氏名	明・大 府中 太郎	世帯主氏名 続柄
		昭・平・令 35 1 1	府中 太郎 本人

(13) 社会保険料控除	国民健康保険税 30,000円	国民年金保険料 250,000円	介護保険料 円
--------------	-----------------	------------------	---------

(15) 生命保険料控除	新生命保険料の計 円	旧生命保険料の計 120,000円
	新個人年金保険料の計 円	旧個人年金保険料の計 50,000円
	介護医療保険料の計 円	円

(16) 地震保険料控除	地震保険料の計 円	旧長期損害保険料の計 円
--------------	-----------	--------------

(17) <input type="checkbox"/> 寡婦控除	(18) <input type="checkbox"/> ひとり親控除	(19) <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)
(20) <input type="checkbox"/> 死別 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	<input type="checkbox"/> ひとり親控除	(20) <input type="checkbox"/> 本人障害 <input type="checkbox"/> 特別障害 <input type="checkbox"/> 特別障害以外

(21)~(22) 配偶者の氏名	府中 花子	生年月日	32 1 1
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 9 8 7		
<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者控除 <input type="checkbox"/> 配偶者特別控除	<input type="checkbox"/> 障害の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 特別障害 <input type="checkbox"/> 特別障害以外		
同居形態 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 国外	配偶者の合計所得		

氏名	続柄	生年月日	居住形態	障害の有無
府中 一郎	子	55 1 1	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 国外	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 特別障害 <input type="checkbox"/> 特別障害以外

氏名	続柄	生年月日	居住形態	障害の有無
府中 二郎	子	2 1 1	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 国外	<input checked="" type="checkbox"/> 特別障害 <input type="checkbox"/> 特別障害以外

氏名	続柄	生年月日	居住形態	障害の有無
明・大 昭・平・令			<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 国外	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 特別障害 <input type="checkbox"/> 特別障害以外

氏名	続柄	生年月日	居住形態	障害の有無
明・大 昭・平・令			<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 国外	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 特別障害 <input type="checkbox"/> 特別障害以外

氏名	続柄	生年月日	居住形態	障害の有無
明・大 昭・平・令			<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 国外	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 特別障害 <input type="checkbox"/> 特別障害以外

氏名	続柄	生年月日	居住形態	障害の有無
明・大 昭・平・令			<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 国外	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 特別障害 <input type="checkbox"/> 特別障害以外

(26) 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額

(27) 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額
	120,000円	円

※(府中町記入欄)下の欄には記入しないでください。

事業等	ア	収入金額等	
業農	イ	配当	5,000,000
不動産	ウ	公的年金等	1,300,000
利子	エ	雑業務	
配当	オ	その他	
給与	カ	短期	018 コ
公的年金等	キ	長期	019 サ
雑業務	ク	一時	021 シ
その他	ケ		

事業等	(1)	所得金額	
業農	(2)	給与	3,460,000
不動産	(3)	公的年金	200,000
利子	(4)	雑業務	
配当	(5)	その他	
給与	(6)	合計	200,000
公的年金	(7)	(7)+(8)+(9)	
雑業務	(8)	総合課税・一時	
その他	(9)	合計	3,660,000
合計	(10)		
総合課税・一時	(11)		
合計	(12)		

社会保険料控除	(13)	280,000
小規模企業共済等掛金控除	(14)	
生命保険料控除	136 (15)	65,000
地震保険料控除	(16)	
寡婦、ひとり親控除	(17)~(18)	
勤労学生控除	(19)	
障害者控除	(20)	530,000
配偶者(特別)控除	138 (21)~(22)	380,000
扶養控除	(23)	660,000
基礎控除	(24)	430,000
⑬から⑳までの計	(25)	2,345,000
雑損控除	(26)	
医療費控除	(27)	20,000
合計	149 (28)	2,365,000

所得から差し引かれる金額	
社会保険料控除	280,000
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	65,000
地震保険料控除	
寡婦、ひとり親控除	
勤労学生控除	
障害者控除	530,000
配偶者(特別)控除	380,000
扶養控除	660,000
基礎控除	430,000
⑬から⑳までの計	2,345,000
雑損控除	
医療費控除	20,000
合計	2,365,000

所得から差し引かれる金額	
社会保険料控除	280,000
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	65,000
地震保険料控除	
寡婦、ひとり親控除	
勤労学生控除	
障害者控除	530,000
配偶者(特別)控除	380,000
扶養控除	660,000
基礎控除	430,000
⑬から⑳までの計	2,345,000
雑損控除	
医療費控除	20,000
合計	2,365,000

所得から差し引かれる金額	
社会保険料控除	280,000
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	65,000
地震保険料控除	
寡婦、ひとり親控除	
勤労学生控除	
障害者控除	530,000
配偶者(特別)控除	380,000
扶養控除	660,000
基礎控除	430,000
⑬から⑳までの計	2,345,000
雑損控除	
医療費控除	20,000
合計	2,365,000

所得から差し引かれる金額	
社会保険料控除	280,000
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	65,000
地震保険料控除	
寡婦、ひとり親控除	
勤労学生控除	
障害者控除	530,000
配偶者(特別)控除	380,000
扶養控除	660,000
基礎控除	430,000
⑬から⑳までの計	2,345,000
雑損控除	
医療費控除	20,000
合計	2,365,000

所得から差し引かれる金額	
社会保険料控除	280,000
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	65,000
地震保険料控除	
寡婦、ひとり親控除	
勤労学生控除	
障害者控除	530,000
配偶者(特別)控除	380,000
扶養控除	660,000
基礎控除	430,000
⑬から⑳までの計	2,345,000
雑損控除	
医療費控除	20,000
合計	2,365,000

所得から差し引かれる金額	
社会保険料控除	280,000
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	65,000
地震保険料控除	
寡婦、ひとり親控除	
勤労学生控除	
障害者控除	530,000
配偶者(特別)控除	380,000
扶養控除	660,000
基礎控除	430,000
⑬から⑳までの計	2,345,000
雑損控除	
医療費控除	20,000
合計	2,365,000

所得から差し引かれる金額	
社会保険料控除	280,000
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	65,000
地震保険料控除	
寡婦、ひとり親控除	
勤労学生控除	
障害者控除	530,000
配偶者(特別)控除	380,000
扶養控除	660,000
基礎控除	430,000
⑬から⑳までの計	2,345,000
雑損控除	
医療費控除	20,000
合計	2,365,000

■給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の町民税・県民税の納税方法希望する方に☑をしてください。

<input type="checkbox"/> 給与から天引き(特別徴収)
<input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)

*給与と65歳以上の方の公的年金等の所得にかかる住民税は徴収方法を選択することはできません。

⑬ 社会保険料控除 あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、あなたが前年中に支払った国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、その他の社会保険料等の金額。配偶者やその他の親族の年金や給与から差し引かれた社会保険料は控除の対象外です。 *領収書等の提示または添付

⑭ 小規模企業共済等掛金控除 あなたが前年中に支払った小規模企業共済掛金と心身障害者扶養共済掛金と確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金。 *支払った掛金額の証明書添付

あなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料をあなたが前年中に支払った場合。			
新契約		旧契約	
支払った保険料の金額	控除額	支払った保険料の金額	控除額
12,000円以下	支払った保険料の金額	15,000円以下	支払った保険料の金額
12,001円～32,000円	支払った保険料×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	支払った保険料×1/2+7,500円
32,001円～56,000円	支払った保険料×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	支払った保険料×1/4+17,500円
56,001円以上	一律 28,000円	70,001円以上	一律 35,000円

※平成24年1月1日以後に締結した契約(新契約)は、一般・介護医療・個人年金各々の適用限度額が2万8千円となります。また、各保険料控除額の合計適用限度額は7万円となります。平成23年12月31日以前に締結した契約(旧契約)は、従前と同様の一般・個人年金各々の適用限度額は3万5千円となります。また合計適用限度額は7万円となります。なお、新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合は、新契約の限度額が適用されます。 *控除証明書添付

⑮ 生命保険料控除 あなたが火災保険、損害保険契約等の地震損害部分について前年中に支払った保険料がある場合。

①地震保険契約 保険料等の金額の1/2に相当する金額を控除します。(最高25,000円)

②損害保険料控除は廃止されましたが経過措置として平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に係る保険料については以下の改正前の損害保険料控除を適用します。

支払った保険料の金額	控除額	控除額は①と②の合計額(最高25,000円)となります。ただし、同一契約中に①と②がある場合はどちらか片方のみ適用となります。 *控除証明書添付
5,000円以下	支払った保険料の金額	
5,001円～15,000円	支払った保険料×1/2+2,500円	
15,001円以上	一律 10,000円	

⑯ 寡婦 ①あなたが夫と死別・離婚した後再婚していない(または夫の生死が不明な)方で、子以外の扶養親族がおり、かつ前年中の合計所得金額が500万円以下。 →26万円

⑰ ひとり親 あなたが婚姻歴や性別にかかわらず生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)がおり、かつ前年中の合計所得金額が500万円以下の単身者。 →30万円

⑱ 勤学 勤学 あなたが学生・生徒で、前年中の合計所得金額が75万円以下(給与収入の場合130万円以下)。ただし、給与以外の所得が10万円以下である場合。 →26万円 *学生証等証明書添付

⑳ 障害者控除 あなたやあなたの配偶者・その他の扶養親族が障害者である場合。(16歳未満の扶養親族を含む)

⑲ 配偶者控除 あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者の合計所得金額が町民税・県民税の申告書の書き方の説明の「配偶者控除額早見表」に当てはまる場合。(他の所得者の扶養親族とされている方及び専従者を除く)

㉑ 配偶者特別控除 あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にする配偶者の合計所得金額が町民税・県民税の申告書の書き方の説明の「配偶者特別控除額早見表」に当てはまる場合。(他の所得者の扶養親族とされている方及び専従者を除く)

㉒ 扶養控除 あなたの生計を一にする親族のうち、前年中の合計所得金額が48万円以下の方がいる場合(他の所得者の扶養親族とされている方、16歳未満の扶養親族及び専従者を除く)

区分	控除額	該当者
一般控除扶養親族	330,000円	平成21年1月1日以前に生まれた方で、下記に該当する方を除く
特定扶養親族	450,000円	平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた方
老人扶養親族	380,000円	昭和30年1月1日以前に生まれた方(満70歳以上)
同居老親等	450,000円	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母等で同居している方

㉓ 基礎控除 あなたの前年中の合計所得金額が2,500万円以下である場合 ※合計所得金額が2,500万円を超える場合、この控除は受けられません。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円

㉔ 16歳未満の扶養親族 あなたと生計を一にする親族のうち、平成21年1月2日以後に生まれた方で、前年中の合計所得金額が48万円以下の場合。(他の所得者の扶養親族とされている方及び専従者を除く) *町民税・県民税の非課税判定等に必要となります。

㉕ 雑損控除 あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族(総所得金額等が48万円以下の人)が前年中に災害や盗難、横領などにより損失を受けた場合、【(損失額-補てん額)-(総所得金額等の10%)】と、【災害関連支出の金額-5万円】のいずれが多いほうの金額。

㉖ 医療費控除 あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、前年中に支払った医療費で、あなたの総所得金額等の5%(5%の金額が10万円を超える場合は10万円)を超えた金額。(控除の限度額は200万円) *合計金額を記載した明細書添付

■事業専従者欄について

事業専従者は、あなたと生計を一にする配偶者、その他15歳以上の親族で、あなたの経営する事業に前年中に6ヶ月を超える期間専ら従事していた者に限られます。事業所得金額から、つぎの①・②のいずれか少ない金額を控除できます。

- ① 配偶者＝86万円、その他の親族1人につき50万円
 - ② (営業所得+農業所得+不動産所得+山林所得)÷(専従者の数+1)
- ※ 事業専従者とした人を配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の各対象とすることはできません。

■住民税非課税の範囲

下記に該当する方は、町民税・県民税は非課税になります。

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ・障害者、未成年者(平成19年1月3日以後に生まれた方)、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が**135万円以下**である方
- ・前年の合計所得金額がつぎの金額以下である方
 - ① **同一生計配偶者(控除対象配偶者含む)**、扶養親族のある方 35万円×(同一生計配偶者(控除対象配偶者含む)、扶養親族の合計人数+1)+21万円+10万円
 - ② **同一生計配偶者(控除対象配偶者含む)**、扶養親族のない方 35万円+10万円=45万円

申告書の裏面について

■個人番号記載欄 ➡ 配偶者や扶養される方の個人番号(12桁)を記載してください

■営業所得収支内訳

科 目		
売上(収入)金額	①	➡ 前年中に収入の確定した金額(売掛金、現物収入、自家消費なども含む)
売上原価	期首たな卸高	② ➡ 前年期首の商品たな卸高
	仕入金額(原価)	③ ➡ 前年中に仕入れた商品原価
	期末たな卸高	④ ➡ 前年期末の商品たな卸高
	差引原価(②+③-④)	⑤
差引金額(①-⑤)	⑥	

■不動産所得収支内訳

科 目		
収入金額	家賃収入	➡ アパート、貸家、貸店舗等の収入
	地代収入	➡ 貸土地、月極駐車場等の収入
	権利金	➡ 不動産を貸与する場合に取得する権利金の収入
	礼金	
	更新料	

■必要経費について

租税公課	事業税、自動車税、固定資産税(居住用は含まず)、組合費など(町・県民税は含まず)
荷造運賃	販売商品の荷造りのための材料費、人夫費、運賃
水道光熱費	事業用として使用した水道料金、電気料金、ガス料金
旅費交通費	販売などの事業用のための交通費、宿泊費など
通信費	事業用として使用した電話料金、電報料金、切手代、はがき代など
広告宣伝費	新聞、雑誌への広告料、広告マッチ、タオル、カレンダーなど
接待交際費	事業用として使用した接待費、交際費
損害保険料	火災保険料、損害保険料(居住用は含まず)
修繕費	事業用の建物、自動車、バイク、機械などの修理代
消耗品費	包装材料、文房具、ガソリン代等の金額
減価償却費	店舗、自動車、機械、器具などの償却費
福利厚生費	従業員の慰安などのための費用、事業主が負担する保険料・退職金共済制度に基づく掛金など
給料・賃金	従業員に対する給料、賞与、賃金、手当など
利子割引料	事業のための借入金の利子、受取手形の割引料
地代・家賃	事業用の土地・建物を借用した地代・家賃(居住用は含まず)
貸倒金	事業に関し生じた売掛金、貸付金などの貸倒れによる損失

令和7年度 町民税・県民税申告の手引き

町税行政につきまして、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度の申告書について、この手引きを参考にしてご記入のうえ提出くださいますようお願いいたします。

申告期限は令和7年3月17日(月)までです。

町民税・県民税について

私たちの日常生活に身近な地域社会のための費用を、住民が分担し合うという性格の税金です。例えば、ゴミの処理、公園や道路の整備、教育、福祉、保健、消防等のサービスを行うために使われています。個人の町・県民税は、所得に応じて負担する「所得割」と広く平等に負担する「均等割」で構成されています。また、町民税と県民税をあわせて住民税とよばれています。

申告書を提出しなければならない方

令和7年1月1日現在、府中町に住所がある方

ただし、次のいずれかに該当する方は町民税・県民税の申告をする必要はありません。

- 1 **税務署に所得税の確定申告書を提出された方。**
 - 2 給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書が提出された方。(提出の有無は勤務先にご確認ください)
 - 3 前年中の全ての所得の合計が、45万円を超えない方。
- ※ 給与所得や退職所得以外に営業等・不動産・配当・一時・雑などの所得がある場合、その所得が20万円を超える場合は所得税の確定申告(税務署)を、20万円を超えない場合は町民税・県民税の申告をする必要があります。
- ※ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える場合は所得税の確定申告(税務署)を、20万円を超えない場合は町民税・県民税の申告をする必要があります。
- ※ 所得税の確定申告(税務署)が不要の場合でも、**源泉徴収票に記載のない控除額(所得から差し引かれる金額)がある場合は、町民税・県民税の申告をしなければ町民税・県民税額が上がる場合があります。**
- ※ 前年中無収入であった場合は、申告書の提出義務はありません。しかし国民健康保険税の算定、児童手当等各種申請、諸証明の交付等において、必要な場合は申告してください。

申告に必要なもの

※ **いずれも令和6年1月1日から令和6年12月31日分までのものが対象になります。**

- 1 「町民税・県民税申告書」
- 2 前年中の所得が分かるもの(給与や年金は源泉徴収票、営業や不動産は収支内訳書や領収書など)
- 3 源泉徴収票に記載のない社会保険料の領収書、生命保険・地震保険の控除証明書
- 4 障害者控除を受ける方は障害者手帳(郵送による場合はコピーを添付)
- 5 医療費控除を受ける方は医療費の**明細書**

*** 支払医療費の合計額や保険金などで補てんされる金額は事前に計算しておいて下さい。**

郵送での申告をおすすめします！

※ お一人で申告ができない方や初めて申告される方のために申告会場を開設しておりますが、大変混み合います。ご自分で申告書を作成できる方は申告会場でお待ちいただく必要はございませんので、郵送にてご提出ください。
なお、郵送の際は申告書に記入漏れがないことを確認し、必要書類を同封して郵送してください。
必要書類は貼り付けず、そのまま封筒にお入れください。

申告についての郵送先及びお問い合わせ先

〒735-8686 府中町大通三丁目5番1号 府中町財務部税務課町民税係 TEL082-286-3143

*** 源泉徴収票や各種控除の証明書は必ず添付してください。**届いていない場合や紛失された場合は、証明書を発行しているところへ再発行を依頼してください。

*** 令和7年度町・県民税課税台帳記載事項証明書(所得証明書)の発行時期は令和7年6月2日以降です。**